

非医師理事長の選出認可一覧表

No.	法人の名称	法人の所在地	医療機関の名称	選出認可の理由 〔 医療法第46条の6第1項 ただし書きの規定 〕
1	医療法人清晃会	大阪府羽曳野市野々上 三丁目4番30号	医療法人清晃会ヤスダクリニック	子女が、大学医学部に在学中のため、卒業後臨床研修その他の研修を終えるまでの間、理事長の配偶者等が理事長に就任する場合に該当